

ホームページ公開用

令和6年第1回

# 定 例 会 議 事 録

開会：令和6年3月19日

安房郡市広域市町村圏事務組合

令和6年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回定例会議事録

1. 令和6年3月19日(火) 午後3時30分

1. 南房総市役所 別館1 大会議室

1. 出席議員 8名

1番 太田 浩	2番 石井 敬之
3番 佐々木 久之	4番 庄司 朋代
5番 川上 清	6番 鈴木 直一
7番 青木 悦子	8番 早川 正也

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

理事長 森 正一	副理事長 長谷川 孝夫
理事 石井 裕	理事 白石 治和
代表監査委員 石井 洋	会計管理者 中山 哲也
消防長 笹子 幸男	消防本部次長 須藤 和英
消防本部総務課長 上野 章吉	消防本部警防課長 佐久間 吉宏
消防本部予防課長 近藤 晃	消防本部総務課長補佐 出口 和彦
事務局 局長 御子 神亨	事務局参事兼水道事業 統合推進室長事務取扱 小高 恒夫
事務局水道事業 統合推進室主幹 扇谷 祐介	事務局庶務係長 森 正治
事務局企画事業係長 吉田 和弘	

1. 出席事務局職員

議会書記長 三上 勝 議会書記 野澤 凱莞

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号 安房郡市広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第2号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠

償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第3号 安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第4号 令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第4号）

日程第8 議案第5号 令和6年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算

閉会 午後 4時45分

#### 開会宣言

議長（川上 清君）

本日は議員の皆様方には、ご多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は議員全員の出席をいただいております。よって、令和6年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。ただちに会議を開きます。

#### 日程の決定

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりといたします。

#### 議案の配布

議案の配布漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

配布漏れなしと認めます。

#### 出席説明員の報告

本定例会議案審査のため、地方自治法第121条の規定による出席要求に対し、お手元に配布のとおり出席報告がありましたので、ご了承願います。

#### 諸般の報告

この際、諸般の報告を行います。

監査委員から「令和5年度一般会計の12月、1月分に関する出納検査結果」の報告がされております。お手元に配付の書類により、ご了承願います。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。庄司朋代さん。

庄司朋代君

はい。

議長（川上 清君）

早川正也さん。

早川正也君

はい。

議長（川上 清君）

以上、2名にお願いいたします。

#### 日程第2 会期の決定

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日と決定したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日と決定いたしました。

#### 提案理由の説明

この際、本定例会の招集につき、提案理由の説明を求めます。

理事長（森 正一君）

理事長。

議長（川上 清君）

理事長。

理事長（森 正一君）

本日ここに、令和6年組合議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多用の折りにもかかわらず、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いいたします案件は、条例議案3件、補正予算、当初予算の計5件でございます。その概要につきましてご説明申し上げます。

議案第1号「安房郡市広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正

する条例の制定について」ですが、国の政令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第2号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

次に議案第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」でございますが、地方自治法の改正や県の人事委員会の勧告に基づき本条例の一部を改正しようとするものです。

続きまして議案第4号「令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第4号)」でございますが、歳入歳出予算の補正として歳入歳出それぞれ1,723万1千円を減額し、総額を35億6,931万9千円にしようとするものです。また、併せて債務負担行為の廃止及び地方債の変更をしようとするものです。

次に、議案第5号「令和6年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算」でございますが、令和6年度の予算案の総額は36億2,500万4千円で、前年度当初予算との比較では1,457万円、率にして0.4パーセントの増額となりました。

令和6年度の主な事業ですが、職員の共同研修及び採用試験事業で482万4千円、救急医療対策事業で1億14万4千円、火葬場運営事業で1億4,588万2千円、粗大ごみ処理施設解体事業で1,054万5千円、水道事業統合推進事業で1,501万5千円などとなっています。

また、消防事業につきましては、ちば消防共同指令センターの指令システム更新に係る負担金7,439万3千円、西岬分署解体事業で2,850万2千円、館山消防署配備のはしご車のオーバーホールで4,052万9千円、消防車両の更新で2億6,337万円などとなっております。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶並びに提案理由の説明といたします。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。以上です。

議長（川上 清君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

### 日程第3 一般質問

日程第3、「一般質問」を行います。お手元に配布の「一般質問一覧表」に従いまして発言を許可いたします。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に

述べられ、またこれに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いいたします。また、会議規則第54条により質疑の回数は一人2回までとなっておりますので、ご承知おきください。

それでは発言を許可します。佐々木久之さん。

佐々木久之君

はい。議長。3番、佐々木久之でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきましてまず一点目、安房郡市広域市町村圏事務組合で行っている火葬場業務、長狭地区火葬場の今後の在り方についてお伺いいたします。

本年1月19日に安房郡市広域市町村圏事務組合で行っている火葬業務について、鴨川市の広域行政調査特別委員会において現地調査を実施いたしました。安房地域においては、火葬場の効率かつ適切な管理運営を図るため、昭和47年度から火葬場の共同処理が行われ、現在、長狭地区火葬場は昭和59年5月に建設され火葬炉2基、安房聖苑は平成24年10月火葬炉6基により業務が開始され、運営がなされております。

長狭地区火葬場については、昨年9月の台風13号により法面の崩落や玄関ホール脇のガラスの損傷、接続する林道浜荻線の土砂により通行止めになるなどの被害が発生し、一時、火葬場が使用できなくなりました。毎年、この周辺は大雨による河川の氾濫や土砂崩れにより林道浜荻線の通行止めで、孤立することが度々起こっております。

安房圏域内での火葬件数は年々増加傾向にある中、災害による影響により火葬場を利用されている方には大変、ご不便をおかけしている部分もあろうかと思いますが、まず今回の災害により火葬への影響は出なかったのか、1か月以上、長狭地区火葬場の利用ができませんでしたが、鴨川市内から安房聖苑を利用した方はどの程度いらしたのかをお伺いします。

次に、この災害による施設の修繕は安房広域で負担をし、修繕が行われ、施設までの道路、林道については鴨川市の負担で補修されたと思います。施設までの道路については、毎年、大雨や台風などの災害によりその都度、相当の費用をかけ補修工事が行われ、この地域の災害対応の難しさがあるわけでございますが、確認として広域での火葬場運営にあたり、経費等についてどの部分が広域で行われ、どの部分が市の負担となるのか、議会内での取り決め事項等についてお伺いをいたします。

次に、現在、県内の火葬場については、28か所あると伺っておりますが、人口割にして安房圏域内の火葬炉8基というのは十分、足りているのかをお伺いいたします。

次に2点目といたしまして、火葬事業の収益確保についてお伺いいたしま

す。現在、火葬場について指定管理制度を導入し、管理運営がされ、火葬場使用料に加え市町の負担金により管理費が賄われております。

近年、全国各地において、火葬場運営者で導入検討されている火葬収骨後に残る細かな遺骨や副葬品、棺や棺のくぎ、さらには体内にあった金属等の残骨灰についてお伺いをいたします。

墓地埋葬などに関する法律によると、焼骨については土地以外の区域にこれを行ってはならないとされておりますが、残骨灰については焼骨にはあたらず、その処理方法は自治体に委ねられております。この残骨灰の中には歯科診療や人工関節、ペースメーカーなどに使用される貴金属などの有価物が多く含まれております。

四国地方のある市では、火葬場の灰を市が売却をし、4年間で4,300万円の収益があったということですが、こちらでも残骨灰の処理などについて検討していく必要があるかと思いますが、収益確保に向けどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

議長（川上 清君）

それでは、答弁を求めます。

理事長（森 正一君）

理事長。

議長（川上 清君）

はい。理事長。

理事長（森 正一君）

佐々木久之議員の質問にお答えいたします。

大きな第1、火葬場事業についての第1点目、長狭地区火葬場の今後の在り方についてですが、まず閉鎖期間中に鴨川市内の方が安房聖苑を使用した件数であります。台風の影響で9月8日から10月20日までの43日間、長狭地区火葬場を閉鎖いたしました。その期間の利用は77件でありました。

次に、災害による修繕費等の経費区分についてであります。林道においては鴨川市または千葉県、火葬場施設内においては安房広域と、おのこの管理区分により修繕しており、特に取り決め等はございません。

次に人口に対する安房圏域内の火葬炉の充足状況についてであります。当地域の1基に対する人口が約1万4千人、千葉県の平均は3万7千人、火葬件数の割合にいたしますと当地域は279件、千葉県内の平均は368件で、火葬場施設設置者22者のうち16番目と、県内での比較におきましては他地域より余裕があるのではないかと考えております。

次に第2点目、火葬場事業の収益確保についてですが、残骨灰に含まれる

有価金属の売却につきましては、過去に検討したこともありますが、死者に対して不遜である等、倫理的に問題があるとのことのご意見も一定数あることから、ご遺族の感情に配慮し、断念した経緯がございます。

また、残骨灰の取り扱いにつきましては、令和5年3月の国会においても質疑がなされておりますが、方向性は示されていません。今後も国や周辺火葬場の動向を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

佐々木久之君

はい、議長。

議長（川上 清君）

佐々木久之さん。

佐々木久之君

それでは次にですね、安房広域で行っている火葬場について、基本的な考えをいたしまして安房地域では2か所、ひとつは安房聖苑、もうひとつは長狭地区火葬場という考えでよろしいのかお伺いをいたします。

事務局長（御子神 亨君）

事務局長。

議長（川上 清君）

はい、事務局長。

事務局長（御子神 亨君）

お答えいたします。火葬場の箇所数の考え方ということでございますが、平成11年度に作成いたしました「館山・千倉火葬場基本構想」におきましては、その当時、長狭地区火葬場、館山火葬場、千倉火葬場と3か所ございました火葬場のうち、老朽化や地元自治会からの移転の要望によりまして、館山、千倉火葬場を1か所とし、長狭地区火葬場と併せて2か所とする構想によりまして、安房聖苑の建設に至っております。

現在の安房地域の火葬場の運営に関しましては、先ほど議員の方からもございましたが、長狭地区火葬場で2基、安房聖苑で6基、地域全体では8基の火葬炉によりまして運営をしておりますが、安房聖苑におきましては火葬件数も多いことから、大規模改修や火葬炉に大きな故障などが発生した場合に備え、2炉分の予備のスペースを有しているということでございます。

以上でございます。

佐々木久之君

はい、議長。

議長（川上 清君）

佐々木久之さん。

佐々木久之君



次に、長狭地区火葬場については40年以上が経過しており、老朽化による経年劣化が顕著となっております。

このような施設の耐用年数は50年として、基本的には50年間はこの施設を使用しなくてはならないわけですが、長狭地区火葬場の利用者は鴨川市民がほとんどであり、今の場所については別にしても、この地域に火葬場が必要ということについては使用実績からも、市民の民意になると思っております。また、災害が起きた場合、ひとつが駄目になってもどちらかの施設が利用でき、災害面等を考えても安房地域で2か所は必要であると思えます。

安房聖苑については、候補地が三芳村山名区に決定してから供用開始まで8年間という長い時間を要したわけですが、鴨川市の火葬場についても51年目から火葬場が供用できるよう、土地については鴨川市で候補地を選定しなければならないと思えますが、事業スケジュール等を今のうちから検討し、事業を推進していきたいと思えます。

今後のスケジュール等を含め、どのように考えているのかお伺いをいたします。

事務局長（御子神 亨君）

はい、事務局長。

議長（川上 清君）

事務局長。

事務局長（御子神 亨君）

お答えします。火葬場整備に関する今後のスケジュールということでございますが、平成29年9月に策定いたしました「安房郡市広域市町村圏事務組合公共施設等統合管理計画」におきましては、「長狭地区火葬場については可能な限り施設を継続して管理及び運営を行うとともに、構成市町と今後の方向性について協議を行う」と記述されておりますが、安房聖苑の稼働につきましては議員おっしゃられたとおりですね、平成11年に基本構想を策定いたしましたから13年を要しておりますことから、耐用年数を考えますと検討を始める時期に来ていると考えております。

安房地域の火葬場の運営に関しましては、今後の人口推移などを踏まえ、適正な管理運営について構成市町及び理事会と協議しながら検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（川上 清君）

以上で一般質問を終わります。

日程第4 議案第1号 安房郡市広域市町村圏事務組合消防手数料条例

の一部を改正する条例の制定について

日程第4、議案第1号「安房郡市広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

消防長（笹子幸男君）

消防長。

議長（川上 清君）

消防長。

消防長（笹子幸男君）

議案第1号「安房郡市広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。議案は表紙1番の「第1回定例会議案」の1ページとなります。また、表紙2番の「議案説明資料」の1ページから2ページに新旧対照表がございますので、併せてご覧ください。

この条例の一部改正につきましては、令和5年12月6日付で「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、手数料の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容は、消防手数料のうち浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査の手数料を改正しようとするものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長（川上 清君）

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。なお、会議規則第46条により発言は1件につき一人2回までとなっておりますので、ご承知おきください。

質疑のある方は発言願います。

(……………)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第1号「安房郡市広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5、議案第2号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

事務局長（御子神 亨君）

はい、事務局長。

議長（川上 清君）

事務局長。

事務局長（御子神 亨君）

それでは、議案第2号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。資料は、四角の1番「第1回定例会議案」の2ページと、四角の2番「第1回定例会議案説明資料」の3ページに新旧対照表がございますのでご覧ください。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う条番号の改正でございます。

説明は以上でございます。

議長（川上 清君）

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

(……………)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第2号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第6、議案第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

事務局長（御子神 亨君）

はい、事務局長。

議長（川上 清君）

事務局長。

事務局長（御子神 亨君）

それでは、議案第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。資料は、四角の1番「第1回定例会議案」の3ページから11ページ、四角の2番「第1回定例会議案説明資料」の4ページから12ページとなります。

今回の改正は、地方自治法の改正等により、会計年度任用職員について勤勉手当の支給が可能となったことから、支給対象者、支給額、支給方法等の基本的事項について条例で定めようとするほか、県の人事委員会の勧告に基づき、会計年度任用職員の行政職給料表の改正を行おうとするものでございます。これにより、期末手当と勤勉手当を合わせた支給月数は、4.50か月分となります。

なお、本組合の会計年度任用職員の採用予定はございませんが、将来的に雇用の必要が生じる場合もございますので、その対応ができるよう改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

議長（川上 清君）

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言を願います。

(……………)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第4号）

日程第7、議案第4号「令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

事務局長（御子神 亨君）

はい、事務局長。

議長（川上 清君）

事務局長。

事務局長（御子神 亨君）

それでは、議案第4号「令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第4号）」について、ご説明いたします。資料は、四角の1番「第1回定例会議案」の13ページをご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出それぞれ1,723万1千円を減額し、総額を35億6,931万9千円としようとするものでございます。また、併せて、債務負担行為の廃止及び地方債の変更を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正内容につきましては、ご覧いただいている資料の18ページと四角の2番の資料「第1回定例会議案説明資料」の13ページ上の「主要事業説明書」をご覧ください。

歳出予算の補正でございますが、4款、衛生費では、水道事業統合推進事業について、水道事業の統合時期が延伸されたことに伴う、例規内容整備等業務委託料の減額、5款、消防費では、消防施設等整備事業について、西岬・神戸統合分署建設事業及び犬掛分遣所非常用電源設備設置事業の契約額確定に伴う減額、消防設備等整備事業について、和田分署配備の水槽付消防ポンプ自動車及び館山消防署配備の高規格救急自動車の契約額確定に伴う減額、第6款、公債費は令和4年度借入地方債の利率確定に伴う減額でございます。

これらの歳出予算の補正に係る歳入財源ですが、市町負担金及び地方債を減額してございます。四角の2番の資料「議案説明資料」の13ページ下段の表に市町負担金補正額一覧、14ページ中段以降に地方債補正説明資料を掲載してございますので、後ほどご確認ください。

続きまして、債務負担行為の廃止についてご説明いたします。資料は四角の1番「議案」の19ページ上段の表と四角の2番「議案説明資料」の14ページ上段の表をご覧ください。

例規内容整備等業務委託料につきましては、水道事業の統合が令和8年4月を目途とされたことにより、今年度中の着手ができないことから、廃止をしようとするものでございます。

説明は以上でございます。

議長（川上 清君）

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

(……………)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第4号「令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第4号）」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第5号 令和6年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算

日程第8、議案第5号「令和6年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

事務局長（御子神 亨君）

はい、事務局長。

議長（川上 清君）

事務局長。

事務局長（御子神 亨君）

それでは、議案第5号「令和6年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算」について、ご説明いたします。資料は、議案の別冊の「令和6年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算書」と四角の2番「議案説明資料」の15ページから24ページとなります。

はじめに、予算書の1ページをご覧ください。令和6年度一般会計当初予算の総額は36億2,500万4千円、令和5年度当初予算との比較では、1,457万円の増額でございます。

次に、歳出予算の概要ですが予算書によりご説明させていただきますが、併せて「議案説明資料」もご覧いただければと思います。それでは、予算書の10ページをお開きください。「議案説明資料」は15ページからになります。

第1款、議会費でございますが予算額44万3千円、前年度当初予算とほぼ同額でございます。

次に、第2款、総務費でございますが、第1項総務管理費及び第2項監査委員費の予算額合計は8,824万5千円で、前年度当初予算と比較して89万8千円の増額でございます。増額の主な要因といたしましては、市町村等職員採用試験負担金の単価改正による増額などがございます。

主要事業となります、市町村等職員共同研修事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、受講希望者が多い研修を2回に分けて実施しておりましたが、令和6年度は1回として予算計上しております。市町村等職員採用試験事業につきましては、例年と同様の内容でございます。

次に、13ページをお開きください。

第4款、衛生費でございますが、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費の予算額は1億14万4千円で、前年度当初予算とほぼ同額でございます。

主要事業となります、病院群輪番制病院運営事業、在宅当番医制事業、夜間急病診療事業及び安房地域医療センター救急センター建設事業等補助事業でございますが、例年と同様の内容でございます。

次に、第2目火葬場費の予算額は1億4,588万2千円で、前年度と比較して1,757万1千円の増額でございます。火葬場運営事業につきましては、施設の運営・維持管理について例年計上している経費を予算計上しております。増額の主な要因といたしましては、安房聖苑火葬場施設等定期修繕料について、燃烧制御盤の交換及び長狭地区火葬場法面補修工事の実施による増などによるものでございます。

次に、14ページをご覧ください。第2項清掃費、第3目粗大ごみ処理施

設解体費でございますが、施設解体に向けた新たな目として設定しております。予算額は1,054万5千円で、令和6年度は解体に係る設計業務委託料などを計上しております。

第3項水道費、第1目水道事業統合推進費の予算額は9,268万6千円で、前年度と比較して2,811万5千円の増額でございます。増額の主な要因といたしましては、職員を3名増員することに伴う職員人件費の増でございます。水道事業統合推進事業につきましては、水道事業体の統合に向けた統合基本計画の策定、事業認可に係る申請書の作成、新たな水道事業体を設置するに当たり必要な例規整備を行う予算を計上しております。

次に、16ページをご覧ください。第5款、消防費でございますが、第1項消防費、第1目常備消防費の予算額は23億5,473万8千円で、前年度と比較して4,557万円の増額でございます。増額の主な要因といたしましては、実績に基づく職員人件費の増などによるものでございます。主要事業といたしましては、ちば消防共同指令センターの運用経費負担金及び千葉県消防救急無線設備維持管理費負担金を計上しております。

次に、20ページをご覧ください。第2目消防施設費の予算額は5億505万3千円で、前年度と比較して5,106万円の減額でございます。

減額の主な要因といたしましては、西岬・神戸統合分署建設事業、安房郡市消防本部・館山消防署進入路工事が完成したことなどによるものでございます。

消防施設費の主要事業につきましては「議案説明資料」の21ページをご覧ください。防災基盤整備事業では、令和6年度から3年間で実施予定のちば消防共同指令センターのシステムの全体更新にかかる負担金を計上しております。負担金額は7,439万3千円で、財源として5,570万円の地方債を充てることとしております。

次に、22ページをご覧ください。事業欄の上から2番目、「消防施設等整備事業」の一番上にあります、鋸南分署に非常用電源設備を設置する事業についてですが、当該分署が災害時において拠点機能を適切に発揮できるよう、現在の5キロボルトアンペアの小型発電機に代えまして、出力30キロボルトアンペアの防災型自家発電装置を設置しようとするものでございます。事業費は2,376万円で、財源として2,370万円の地方債を充てることとしております。

次にその下になります、鴨川消防署に少量危険物貯蔵庫を設置する事業についてですが、条例によりガソリン類の保管については制限があるため、大規模災害時における対応能力の不足解消のため設置しようとするものでございます。



次にその下、旧西岬分署の解体事業についてですが、統合を行った旧庁舎のうち、西岬分署の解体工事を実施しようとするものです。事業費は2,850万2千円、財源として2,560万円の地方債を充てることとしております。

次に、23ページをご覧ください。館山消防署の仮設訓練塔を移設する事業についてですが、進入路工事により撤去した仮設訓練塔を隣接地、旧安房南高敷地になりますが、こちらに移転しようとするものでございます。

次に、消防設備等整備事業でございますが、一番上、館山消防署配備のはしご車のオーバーホールについてですが、平成20年度に購入後、平成28年度に初回の点検を実施しておりますが、機能及び安全性を確保するため、今回、2回目のオーバーホールを実施しようとするものでございます。

次にその下の事業でございますが、白浜分署配備の水槽付消防ポンプ自動車、和田分署配備の高規格救急自動車及び鴨川消防署配備の救助工作車を更新しようとするものでございます。事業費は合計で2億6,337万円で、財源といたしまして2億1,840万円の地方債を充てることとしております。

次に、24ページをご覧ください。消防救急デジタル無線を更新する事業についてですが、購入後12年が経過する無線装置を令和6年度から2年間で更新しようとするものでございます。事業費は4,276万8千円、財源といたしまして4,270万円の地方債を充てることとしております。

ここで恐れ入りますが、予算書の20ページへ戻っていただきまして、一番下の行をご覧ください。ただ今ご説明いたしました主要事業などにより、消防費の歳出合計は28億5,979万1千円で、昨年度の当初予算と比較して549万円の減額となりました。

次に、21ページをご覧ください。第6款、公債費でございますが、令和6年度は元利合計で3億1,126万8千円となり、前年度より4,287万8千円の減額でございます。減額の主な要因でございますが、平成24年度の安房聖苑火葬場建設事業及び平成30年度に購入いたしました鴨川消防署配備のはしご付消防ポンプ自動車に係る地方債の償還が終了したことによる減などがございます。

次の第7款、予備費につきましては、災害等の緊急時に対応する機会の増加などを踏まえ、前年度より600万円増の1,600万円といたしました。

次に、歳入予算について、ご説明申し上げます。予算書の8ページから9ページをお開きください。

はじめに、第1款、分担金及び負担金でございますが、市町負担金は総額31億1,306万1千円で、前年度との比較では3,744万1千円の増額

でございます。増額の主な要因でございますが、歳入における国・県支出金の減、歳出における水道事業統合推進に関する事務について、職員を増員することなどによるものでございます。市町負担金の各市町ごとの内訳につきましては、予算書の33ページに記載してございますので、ご確認いただければと思います。

次に、第2款、使用料及び手数料でございますが、使用料では火葬場使用料等で3,366万円、手数料では危険物関係手数料等で70万1千円を見込んでおり、前年度とほぼ同額でございます。内訳につきましては、それぞれ右側の説明欄の記載のとおりでございます。

次に第3款、9ページになりますが、国庫支出金及び第4款、県支出金でございますが、令和6年度は交付対象事業はございません。

次に、第5款、繰越金でございますが、前年度繰越金は8,864万5千円を見込んでおります。

次に、第6款、諸収入でございますが、グループ保険取扱手数料など73万7千円を見込んでおり、前年度とほぼ同額でございます。

次に、第7款、組合債でございますが、総額3億8,820万円を見込んでおります。長狭地区火葬場法面補修事業や水槽付消防ポンプ自動車購入事業などに充てるものですが、対象事業及び地方債の種類等の詳細につきましては、「議案説明資料」の18ページに記載してございますので、ご確認いただければと思います。

歳入予算については、以上でございます。なお、予算書の22ページから28ページまでは、給与費明細書でございますが、記載のとおりとなっております。

次の29ページから31ページは、債務負担行為に係る調書でございますが、29ページ上の表をご覧ください。新たに設定いたします債務負担行為は「例規内容整備等業務委託料」ほか2件で、令和6年度から複数年契約を行うことで、円滑な事務事業の実施を図ろうとするものでございます。

また、次の32ページでございますが「地方債に係る調書」、33ページは「市町負担金算出資料」となっておりまして、それぞれ記載のとおりでございます。雑ばくではございますが、説明は、以上でございます。

議長（川上 清君）

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言を願います。

(……………)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第5号「令和6年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

#### 閉会宣言

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

よって、令和6年安房郡市広域市町村圏事務組會議会第1回定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後4時45分 閉会